

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年7月21日～2022年7月27日)

令和4年(2022年)7月29日

H E A D L I N E S									
政治 60～79歳の高齢者向け4回目ワクチン接種 ドゥダ大統領によるスウェーデンとフィンランドのNATO加盟に係る北大西洋条約議定書の批准に関する法律の署名 カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のモラヴィエツキ首相の進退に関するコメント 政党別支持率に関する最新の世論調査結果 最高裁判所法の改正に関するフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長のコメント ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領の会談 第14回ポーランド・スペイン政府間協議 ラウ外相とブカロ・グアテマラ外相の会談								【お願い】 3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。	
治安等 未成年の誘拐時間 フランス人男性を強盗未遂で逮捕									
経済 フィッチ、ポーランド格付けは A- LG エナジーソリューション、フォードとの協力関係を強化 戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員の任命 ORLEN Synthos Energy、SMRの技術評価を国立原子力庁に提出 石炭調達に向けた動き及び課題									
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事									
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp									
政 治									
内 政									

60～79歳の高齢者向け4回目ワクチン接種【22日】
22日、60～79歳の高齢者及び12歳以上の免疫不全の者に対する4回目の新型コロナウイルス向

けワクチンのブースター接種ができるようになった。ただし、3回目のワクチン接種から4か月以上が経過していなければならず、また、3回目のワクチン接

種から6か月以上経過している者が優先される。4回目のワクチン接種に使用されるのはファイザー製またはモデルナ製であり、3回目と同じワクチンを接種することが推奨される。さらに、2回目のワクチン接種から3回目までの期間は、従来の5か月から3か月に短縮される。

ドゥダ大統領によるスウェーデンとフィンランドのNATO加盟に係る北大西洋条約議定書の批准に関する法律の署名【22日】

22日、ドゥダ大統領は、スウェーデンとフィンランドのNATO加盟に係る北大西洋条約議定書の批准に関する法律に署名した。署名式典は、グディニアに停泊していたフリゲート艦「タデウシュ・コシチュシコ將軍」において執り行われた。ドゥダ大統領は、「NATOは強国たちの加盟によって強化される。これらの国々との協力が、安全保障上の潜在力を強化する契機となることを期待する」と指摘し、上下両院における迅速な法案採択に謝意を表明しつつ、「NATOや欧州の我々の部分だけでなく、将来の世代にとっても非常に重要な日である」と強調した。

カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のモラヴィエツキ首相の進退に関するコメント【22日】

22日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、ポルスカ・ザ・タイムズ紙のインタビューに応じた。同党首は、モラヴィエツキ首相の進退について、「自分の同意なしに同首相は解任されないだろう。そのような同意はない。同首相は自らの地位にとどまっている。」とコメントした。

政党別支持率に関する最新の世論調査結果【22日】

22日、世論調査機関 Kantar Public が実施した政党別支持率に関する世論調査結果が発表され、2015年4月以来初めて野党「市民プラットフォーム」(PO)が与党「法と正義」(PiS)を抜いて首位に立つという結果が出た。POなど野党で構成される「市民連立」(KO)は27%の支持率を得た一方、PiSの支持率は26%にとどまった。その他、「ポーランド2050」は8%、「左派」も8%、「同盟」は6%、「農民党」(PSL)は5%の支持率を得たことがわかった。

最高裁判所法の改正に関するフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長のコメント【26日】

26日、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、当地ジェンニク・ガゼタ・ブラヴナ紙のインタビューに応じ、ポーランドの司法制度改革や欧州復興基金支払いのための国家復興計画(KPO)についてコメントした。同委員長は、7月15日に発効した最高裁判所法の改正法について、「裁判官が懲戒責任を問われることなしに他の裁判官の地位に異議を申し立てる可能性を保証していない」と評価し、「欧州復興基金が支払われるための条件を満たすには問題を解決しなければならない」と付言した。また、同委員長は、「ポーランドは欧州司法裁判所(ECJ)が下した決定に完全に従わなければならない」と指摘し、「停職処分」に付された裁判官は未だ職務復帰しておらず、罰金は引き続き拘束力を持つ」と述べた。

これに対し、27日、ジョブロ法務大臣は、「欧州委員会は、再びポーランドを騙している。今日、我々はポーランドにさらなる変化を生じさせると聞いているが、欧州委員会の観点からは、憲法法廷が下した判決を無効にすることも望んでいるようだ」と強く批判した。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領の会談【25日、26日】

25日から26日にかけて、ドゥダ大統領は、ポーランド北部のヘル半島を訪問したナウセーダ・リトアニア大統領と会談を行った。両大統領は、ウクライナ及びベラルーシ情勢、両国のエネルギー政策、安全保障分野における両国関係、EUの対露制裁の現状について協議した。今回の会談は、両大統領が最近いわゆるスヴァウキ・ギャップを訪問した際に計画された。ポーランドとリトアニアは、地域協力と安全保障に関する問題における最も親密なパートナーのひとつである。ドゥダ大統領とナウセーダ大統領は、直近12か月間だけでも十数回会談を行ってきており、そのうち2回はともにキーウを訪問した。1回目はロシアのウクライナ攻撃の前日にあたる2022年2月23日であり、2回目はドゥダ大統領とナウセーダ大統領が、エストニアとラトビアの大統領たちとともにキーウを訪問した2022年4月13日であり、戦争勃発以来

各国の大統領が訪問したのは初めてであった。また、リトアニア、ラトビア、エストニアのバルト三国にポーランドを加えた「B3+ポーランド」の枠組みにおける協力も大幅に強化された。ドゥダ大統領は、26日に会談を総括し、「ナウセーダ大統領と2日間にわたり極めて貴重な会談を行った。両国はウクライナへのコミットメントを減らすことなく、我々は次回のキーウ訪問の計画を立てており、ロシアからのいかなる脅迫にも屈しないだろう。リトアニアとポーランドは、軍事協力も強化する。」とツイートした。

第14回ポーランド・スペイン政府間協議【27日】

27日、ワルシャワにおいて第14回ポーランド・スペイン政府間協議が実施された。ポーランドとスペインの政府間協議は、両国のスケジュールにおいて恒例行事となっており、今年で14回目を迎えた。協議では、モラヴィエツキ首相とサンチェス・スペイン首相が基本的な重要性を持つ問題を提起した。国境警備、

ウクライナでの戦争、エネルギー安全保障、多くの国々に影響を及ぼしているインフレなどが協議で話し合われた議題であった。協議の主な目的は、ポーランドとスペインの政治的・経済的な協力関係の強化であった。両政府は、現在の欧州のアジェンダの課題に関する立場について協議し、今後の協力の課題と目標を設定した。その結果、第14回ポーランド・スペイン政府間協議の共同宣言が採択された。

同日、ラウ外相は、スペインのアルバレス外務・EU・協力大臣とワルシャワで会談を行った。両外相は、あらゆるレベルにおけるダイナミックな政治対話、貿易・投資協力のさらなる大きな潜在的可能性、ポーランドとスペインを結ぶ友好関係など、調和的な両国関係の発展に満足感を表明した。さらに、両外相は、友好協力条約締結30周年にあたり、条約を見直し、更新することにより、ポーランドとスペインの戦略的パートナーシップを強化する可能性について、ともに検討する価値があると認めた。さらに、マドリードで開催されたNATO首脳会合の結果を評価しつつ、強力なトランスアトランティック関係を維持し、NATO、特に東方におけるプレゼンスをさらに強化する必要性を強調した。また、両外相は、国際的に認められた国境の枠内におけるウクライナの独立、主権、領土の一体性を全面的に支持することを改めて表明し

た。さらに、両外相は、戦後復興の見通しや、計画されているポーランドやスペインの復興事業への関与など、ウクライナを支援するさらなる可能性についても話し合った。加えて、両外相は、ロシアに対するあり得べき、さらなる制裁について意見交換し、EUがロシアのエネルギー資源から独立する必要性を強調した。その他、両外相は、ウクライナとモルドバへのEU加盟候補国の地位付与の決定に関連して、移民、欧州近隣政策、EU拡大についても議論した。なお、両外相は、2023年後期のスペインのEU議長国としての優先事項やEUとラテンアメリカ・カリブ海諸国との関係の将来についても話し合った。

ラウ外相とブカロ・グアテマラ外相の会談【27日】

27日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したブカロ・グアテマラ外相と会談を行った。会談の主な議題は、ウクライナの最新状況と二国間関係の現状についてであった。両外相は、二国間の政治的、経済的、軍事的、科学的及び文化的関係のさらなる強化への期待を表明した。ブカロ・グアテマラ外相は、ワルシャワにグアテマラ大使館を設置する計画について通報し、両国の外交アカデミーの協力関係を構築することを提案した。

治 安 等

未成年の誘拐時間【22日】

22日、14歳の未成年の誘拐事案がポズナンで発生した。犯人は、同日昼間、被害者の女の子を車に連れ込み、ポズナン近郊の村に連れていき、性的暴行を加えた。警察は、事案発覚後2時間以内に、犯人を逮捕し、被害者は既に救出されている。

フランス人男性を強盗未遂で逮捕【23日】

23日、ワルシャワ市内において、コンビニエンスストアで金品を強奪しようとしたフランス人が逮捕された。同人は、同市内で、通りすがりの女性を脅迫し、部屋の鍵を渡すよう強要した上で、部屋の中に閉じ込めた疑いももたれている。

経 済

マクロ経済動向・統計

2022年6月失業率4.9%【23日】

中央統計局(GUS)は、6月の失業率は、5月より0.2%低下し、4.9%となり、30年ぶりの低い数値であることを発表した。2022年6月末の登録失業者数は81万8千人だった。

フィッチ、ポーランド格付けはA-【23日】

格付会社フィッチは、ポーランドの長期外貨建て格付けを「A-」に据え置いた。同機関は、ポーランドの

A-という格付けは、多様化した経済と比較的低い公的債務水準などに支えられており、ポーランド経済がマクロ経済的課題に対して弾力性を持ち続けるという予想を反映していると評価した。さらに、同社は、ポーランドのGDPが2022年には5.5%に成長するとし、コロナ禍とウクライナ戦争の影響に対してかなりの回復力を示すと予測した。他方、2022年後半は、高いインフレと弱い外需が消費、投資、輸出に悪影響を与え、経済成長は徐々に減速し始めると予想した。

ポーランド産業動向

LGエナジーソリューション、フォードとの協力関係を強化【25日】

LGエナジーソリューションは、フォードの電気自動車(「マスタング・マツハE」、「E-Transit」)の需要拡大に伴い、ポーランドの工場において電気自動車用電

池の生産能力を増強している。同社は、2020年後半から両車両向け電池の供給を開始した。

フォードは、2022年から「マスタング・マツハE」を増産し、2023年までに生産能力を3倍にすると発表した。さらに、同社は電気自動車への投資額を20

26年までに、これまでの300億ドルから500億ドルに引き上げると発表している。

エネルギー・環境

戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員の任命【26日】

モラヴィエツキ首相は、戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員について、ナイムスキ氏の後任としてマテウシュ・ベルガー氏を任命した。同氏はこれまで、PKOBP(銀行)、開発省 組織監査局長、首相府 財務局長、産業開発庁(ARP) 監査役員などを務めた。開発省、首相府においてモラヴィエツキ首相と共に働いた経験を持ち、同首相の最も親しい仲間の一人とされている。

ORLEN Synthos Energy、小型モジュール炉(SMR)の技術評価を国立原子力庁に提出【26日】

ORLEN Synthos Energy(国営石油・ガス会社のPKN Orlen とシントス・グリーン・エナジー(民間)の合弁会社)は、SMRの技術評価を国立原子力庁に提出した。同社は、GE Hitachi Nuclear Energy の技術(MWRX-300)を基に2030年に最初のSMRを建設予定である。

石炭調達に向けた動き及び課題【28日】

モラヴィエツキ首相は、2022年12月31日までPKPカーゴ社(国鉄貨物輸送会社)に石炭輸送を優先するよう義務づけた。これに基づき、PKPカーゴ社が既に締結した契約を破棄する場合、同社は政府から補償を受けることになる。同決定は、7月13日にPGE Paliwa と Weglokoks に一般炭の購入と在庫補充を義務付けた決定に続くものである。両社は10月31日までに、個人世帯向けに合計450万トンの石炭を輸入することになっている。

他方、PKPカーゴ社は、すでに港や炭鉱から発電所までの石炭輸送に苦慮しており、ポーランドの港だけでは十分な石炭を搬入できない可能性がある。その解決策として、リトアニアやラトビアの港を利用することを検討しているが、専門家によると、現在、石炭輸送の需要増だけでなく、ウクライナの穀物、鉄鉱石、道路建設資材の輸送需要が高まっているため、鉄道網はすでに能力の限界に達しているという。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄り長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付す

ることができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3－6700－1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センターは、5月30日（月）～7月29日（金）の間、改装工事のため休館いたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日（日）～10月16日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催されます。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/tradyc-ja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年7月8日（金）～9月15日（木）】

ドゥシニキ＝ズドゥルイ製紙博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催されます。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Papiernictwa w Dusznikach-Zdroju, Kłodzka 42, Duszniki-Zdrój

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト（http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm）も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス（newsmail@wr.mofa.go.jp）